

みなし小売電気事業者特定小売供給約款 料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書

北電販料企第2号令和2年9月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地 北海道電力株式会社 代表取締役社長藤井裕

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定 規則の規定により別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け 出ます。 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

第23条第7項

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準 [第23条第7項関係]

第23条第6項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費に準拠し、電気の使用形態等を勘案の上、使用電力量あたりの負担が等しくなるよう設定する。